

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第3回（定例会）

署名人 仲本千佳子

教育長 山城良嗣

開催日時 令和5年（2023年）5月10日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時24分

開催場所 那覇市役所10階 1002A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員、

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、稲森恵子副参事、松井都矢子主査、上原晃仁主任主事

（生涯学習課）松田信男課長、久場祐介主幹、仲村美紀主査

（施設課）上原聡課長

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学校教育課）松原伸一課長

（学校給食課）牧野成人課長、座波園美主幹、金城浩二主査

（学務課）平良真哉課長

（教育研究所）幸地巧所長、上原理也主幹

議事日程 ・議事日程1から2は非公開。ただし、日程2は委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第4号 令和5年度那覇市一般会計第2号補正に関する意見書について【総務課】
- 2 議案第5号 那覇市社会教育委員の委嘱について【生涯学習課】
- 3 議案第6号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について【学校給食課】
- 4 議案第7号 那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について【総務課】
- 5 報告1 那覇市学校教育情報セキュリティポリシーの策定について【教育研究所】
- 6 報告2 那覇市学校教育情報化推進計画（令和5年度～令和9年度）の策定について【教育研究所】

山城教育長 それでは時間となりました。令和５年度第３回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が４件、報告が２件となっています。議事録の署名は仲本委員にお願いいたします。

まず会議の非公開について諮りたいと思います。議案第４号は予算に関する案件のため、それから議案第５号は個人に関する情報が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。但し議案第５号の会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第４号及び議案第５号を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 続いて、議案第５号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。
生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 議案第５号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、那覇市社会教育委員の任期満了により、社会教育法第１５条第２項及び那覇市社会教育委員に関する条例第３条及び第５条の規定に基づき、委員を委嘱するので、この案を提出いたします。詳細につきましては、担当より説明いたします。

山城教育長 生涯学習課 松田課長、お願いします。

松田課長 はいさ い 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。それでは議案第５号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。現在の那覇市社会教育委員である金城佑佐委員と後藤岳二委員の任期満了に伴い、新たに、中村斉氏と宮里恵氏を後任として委嘱したいと考えております。後任でありますお二人の略歴について、確認をさせていただきます。金城佑佐委員の後任、宮里恵氏でございます。社会福祉法人那覇市園長会の副会長を令和４年５月から着任されております。社会福祉法人すみれ福祉会二葉保育園の園長として平成２９年４月から務めておられます。又、社会福祉法人ひまわり福祉会の幹事として令和３年からお勤めをされていらっしゃる方でございます。続きまして後藤岳二委員の後任、中村斉氏について、ご説明いたします。中学校の校長先生を歴任されまして、今年の３月まで、那覇中学校の校長先生でございました。現在は、再任用として鏡原中、小祿中にて初任者研修指導教諭として勤務されてございます。又、平成２７年から２８年にかけて社会教育主事として那覇市教育事務所において在職されておられました。今回、構成の区分ということについてですが、金城佑佐委員の区分といたしましては、家庭教育の向上に資する活動を行

う者でございましたが、所属が保育園ということもあって、保育教育という関係から教育関係に当たるということもあり、後任の宮里恵氏については、学校教育関係者として区分をしてございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま生涯学習課から説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。後任の推薦に当たって区分を変えるということでしたが、これは特に、この人数的なものは支障ないわけですね。

稲福部長 こちらは、定員は15名以内ということで、その5つの区分から選ぶということで、配分については特にありません。

山城教育長 特にないわけですね。

松田課長 資料の3ページに、那覇市社会教育委員に関する条例の中の第3条に委員についての区分構成がございますけれども、部長のほうからも説明がありましたように委員の人数については15名以内とありますが、この第3条に掲げる区分の中から15名を選ぶということになっておりまして、今回、そういうふうな構成になります。

山城教育長 家庭教育の向上に資する活動を行う方は、ふたり、いらっしゃるわけですね。

松田課長 今、現在の区分としましては、今回、学校教育関係者が2人、社会教育関係者が5人、家庭教育の向上に資する活動を行う者が2人、学識経験者が2人、その他教育委員会が適当と認めた者として青少年教育関係者が1人、企業関係者が1人、計13名となっております。

山城教育長 分かりました。ほか、ご質問、ご意見等ございますか。特にないようですので、それでは議案第5号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第5号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、議決いたしました。お疲れ様でした。

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで非公開を解きます。次に議案第6号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 よろしく申し上げます。議案第6号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、提案理由でございます。那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校給食課よりご説明いたします。

山城教育長 学校給食課 牧野課長、お願いします。

金城主査 私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。まず1ページをご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、意見の申出の内容となっております。

2ページをご覧ください。こちらは議案のかがみになっております。3ページをご覧ください。こちらは、今回、改正する条例の新旧対照表になります。那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例、那覇市学校給食センター設置条例の一部を次のように改正する。今回、改正する内容に関しましては、表のみの改正になります。高良学校給食センターの下に開南学校給食センターを設置する形になります。位置に関しましては、開南小学校の敷地内に整備しますので、開南小学校と同じ住所になります。那覇市泉崎1丁目1番の6号です。付則に関しましては、当初、日付を入れる予定だったんですが、建築工事が少し遅れ気味というのと厨房機器の安全確保が担保されてから日付を入れたほうが良いという話がありましたので、今回、日付を入れずに教育委員会規則で定めるという方法をとっております。

4ページ、5ページをご覧ください。こちらは、今、現在の条例の内容になっております。説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま学校給食課から説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは議案第6号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第6号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

続いて議案第7号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」を議題いたします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 議案第7号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」、令和4年度事業に係る教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、対象事業を決定し那覇市教育事務点検評価委員会に諮問するので、この案を提案いたします。内容については担当課より説明いたします。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 よろしくお願いいたします。説明いたします。資料をご覧ください。1ページが諮問書の案となっております。ご確認ください。対象事業につきましては、お手元の資料2ページに対象事務事業案一覧がございます。教育事務の点検及び評価につきましては、3ページにございますように地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26

条の定めによりまして、有識者の知見を活用し点検及び評価を行い、これを議会に提出し公表することとなっております。

今回は、その対象事務の決定及び那覇市教育事務点検評価委員会へ諮問を行うためのものがございます。事業の選定にあたりましては、教育委員会の権限に属する事務の中から選定することとなっております。選定にあたりましては、4月25日に教育事務点検評価委員の皆さまのご意見を聴取しております。その結果、抽出されました事業については、1から14までのマネジメントシステムで進捗管理を行っている事業となっております。又、評価委員からのご意見をいただきまして、放課後子ども教室推進事業を抽出し、お手元の資料、令和5年度教育事務点検評価対象事務事業(案)15事業となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたします。

山城教育長
松井主査

はい、お願いします。

説明させていただきます。では資料3ページの教育事務の点検及び評価について、に沿ってご説明いたします。教育事務点検とは効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たし、民意を教育行政に反映させることを目的とし、学識経験を有する者の知見の活用を図ることにより、点検評価の客観性を確保し多面的な視点から事務事業の評価を行います。

3 対象事務事業の抽出、選定について、ご説明いたします。対象事業については、教育委員会の権限の属する事務の中から選定いたします。原則として那覇市教育行政マネジメントシステム事務事業や那覇市教育振興基本計画の体系区分に応じ、那覇市総合計画の各施策から勘案して選定いたします。

4 評価の方法について、ご説明いたします。内部評価まで終えた別冊の評価シート及び各課ヒアリングに基づき、那覇市教育事務点検評価委員会に外部評価を行っていただきます。評価に当たっては、妥当性、効率性、有効性の3つの観点から評価を行います。

5 議会報告及び公表について、ご説明いたします。点検評価委員からの答申を基に教育委員会で報告書を作成し、議会へ提出するとともにホームページで公表いたします。

6 事務事業の流れについて、ご説明いたします。4月25日に第1回那覇市教育委員会事務点検評価委員会を開催いたしました。4から5ページの主要事務事業、6から9ページの予算事業及び14ページから16ページの結果一覧を教育事務点検評価委員の皆さまに提示し事業の抽出について、ご意見を伺いました。その結果、令和4年度マネジメントシステム事業から選定した14事業と昨年度の事務点検の評価でC「一部達成」であった1事業を加え、2ページのと通りの全15事業となりました。それでは別冊の令和4年度マネジメントシートをご覧ください。内部評価につきましては、この事業案として挙げました14事業については、総合評価「S目標を上回る

達成」は1事業、「A達成」及び「B概ね達成」は6事業、「C一部達成」は1事業となっております。「C一部達成」となった第4次那覇市子どもの読書活動推進計画の達成は年度内での達成に至らなかったため、総合評価がCに付いています。

資料の3ページに戻りまして、6の②の内部評価の部分について、放課後子ども教室推進事業につきましては、令和4年度マネジメント事業ではなかったため、マネジメントシートを作成し、内部評価を行います。この議案は③の那覇市教育事務点検評価委員会へ諮問前の段階となります。本日、議決をいただきましたら、5月25日に諮問を予定しております。その後、各課ヒアリングを5月末に実施し、7月までに外部評価を行います。答申を受け、⑤の報告書を作成し8月下旬に議会への報告とホームページ上での公表を予定しております。説明は以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 前年度より少しマネジメントの項目が少なくなったということですか。

松井主査 令和4年度のマネジメントシートに記載されている事業は全部で19事業ございました。これから14事業を選定したというものと、プラス、この令和4年度マネジメント事業になかった、放課後子ども教室推進事業を加えた15事業となります。

仲本委員 マネジメントの、上から教育長マネジメント、部長クラスのマネジメント、課長クラスのマネジメントというふうに令和4年度のマネジメント事業が、重要度に沿ってあると思うんですけど、部長マネジメント案件で、学校教育部長マネジメントの中の「問題行動に関する行動連携推進」というのは、今年度は外れたようなんですが、この外れた理由は、何か、分かりますか。

山城教育長 令和4年度の学校教育部長マネジメントの1についてが、今回、取り上げられてないのは、何か、理由がありますかということですが、総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。「問題行動に関する行動連携推進事業」でございしますが、これまで、何度か、事務点検評価を受けておりまして、出来るだけ多くの事業を満遍なく年次的に評価していただきたいという理由から、今回は対象事業の抽出ではなっておりません。

山城教育長 仲本委員、よろしいですか。

仲本委員 はい。

山城教育長 関連して、僕からも1点、課長マネジメントの10番「不登校対策の取り組み」は、総合評価がAではなくてBになっているんだけど、今回、これは選定対象に入っていないというのは、これも、何か、似たような理由でしょうかね。総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。やはり、こちらも去年、不登校対策の取り組みを事務点検評価

のほうで評価をしていただいております。不登校対策の取り組みにつきましては、教育相談課が行っています学習支援教室の取り組みとか、様々な事業で複合的に不登校対策を行っているものですから、そういった面も含め、今回、不登校対策というものを入れず、「学習支援室の取り組み」という所で、又、違う側面から課題として評価ということで事業を選定したということでございます。

山城教育長 本仲委員、お願いします。

本仲委員 この事務事業、この点検評価の流れですね。これについては、4月から5月までは内部評価を行って、そして5月に諮問を受けると、点検評価委員は5月から6月にかけて外部評価を行うわけですが、7月はないんですか。

山城教育長 総務課、どうぞ。

松井主査 外部評価の委員の皆さんに外部評価を行っていただいて、答申書を、まとめるまでの間の期間となっております、文言の取りまとめや修正等を事務局のほうと調整している段階になります。

本仲委員 それも、入れたほうが良いんじゃないかな。7月に何をするのか。

松井主査 はい。7月の取り組みを。

本仲委員 それから、もう1件、各事業についてですね。例えば、この点検評価委員が学校現場に出向いて、例えば管理職からヒアリングをして、これに反映して行くというような評価も、やっぱり、ある事業については必要じゃないかなという感じもするんですね。こういうような事例はあるのかどうか。僕、一度、受けたことがあるんですよ。この点検評価の委員については、大変、ご苦労さんだなというふうに思うんですけども、この辺の取り組みも必要じゃないかなというふうに思います。

山城教育長 総務課、どうですか。

平良課長 ここ数年につきましては、やはり学校現場に委員の皆さまが出向いてヒアリングなどされている所はございませんで、所管をしております各課のほうでの状況の説明という形になっております。

本仲委員 ということは、内部評価に基づいて、外部評価をしていただくという形になっているわけですね。

平良課長 はい、そうです。

山城教育長 どうぞ。

稲福部長 補足ですが、外部評価については各担当課ヒアリングを行います。評価委員の方からは、一昨年、現場に行ってヒアリングをやりたいということがありました。学校というよりは、ヒアリングを公民館等で、外部の方に来ていただいてやろうかという企画もしたんですが、ちょっとコロナ禍で、中々、難しいということもあって、中止に至った経緯はあります。委員の方から、そのように、この事業については現場に聞きたいということであれば、それも検討するという事になっております。

本仲委員 なるべく調整してもらっているわけですね。

稲福部長 今の段階では、担当課ヒアリングを受けるということで足りているということで、やっている所ですが、今回、そういうご意見があれば、現場での実施も可能と考えます。

本仲委員 そういう事例があったか、どうか。

山城教育長 総務課、どうぞ。

松井主査 昨年度は、教育相談課があります真和志庁舎のほうで、1回のヒアリングを行いました。教育相談課の施設を見学していただいて、資料の説明を受けた後にヒアリングを行ったことはございます。

山城教育長 よろしいですか。意見等ということを踏まえて、又、委員の要望等も併せて検討していただきたいと思います。ほか、どうですか。山城委員、お願いします。

山城委員 この事務点検評価委員会の委員の皆さまの構成って、ご存知ですか。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 お答えいたします。委員はですね。5名いらっしゃいまして、分野ですと、学校の分野から2人、家庭教育、青少年教育の分野から2人、社会教育スポーツレクリエーション分野から1人の計5名となっております。

山城教育長 那覇市の教育、111ページに委員の名簿があるんだけど、この中の我那覇委員と伊波委員が、今回、代わったんですね。

山城委員 はい、分かりました。

山城教育長 ほか、いかがですか。ほか、ないようですので、それでは議案第7号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第7号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、議決いたしました。ありがとうございます。議案については、以上で終了しました。

続いて報告に移ります。報告1「那覇市学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」の説明をお願いします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 報告1「那覇市学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」、報告理由でございます。学校現場における情報漏洩やサイバー犯罪を未然防止するため、那覇市学校教育情報セキュリティポリシーを制定したので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、この件について報告いたします。詳細につきましては、教育研究所より説明します。

山城教育長 教育研究所 幸地所長、お願いします。

幸地所長 よろしく願いいたします。まず学校情報セキュリティポリシーについて、ご説明いたします。白い冊子になります。現代社会においてICT技術が急速に発展する一

方で、サイバー関連等が問題視されています。当研究所では、このような状況を踏まえ、那覇市学校教育情報セキュリティポリシーを策定いたしました。情報セキュリティポリシーとは、情報セキュリティに関する方針や安全管理の手順を明示したものです。本ポリシーを通じて情報セキュリティに対する取り組みを強化し、安全、且つ、安心な学校ICT環境とすることを目的としております。ポリシーの効果的な運営については、全ての教職員がポリシーを共有し順守することが必要となってきます。

3ページをご覧ください。ポリシーの構想について、説明いたします。ポリシーは基本方針と対策基準の2階層に分かれております。対策基準はセキュリティの取り扱い上、外部非公開となっております。今後、ポリシーを守るための具体的な手順を記した実施手順書を、適時、周知していく予定でございます。

12ページをご覧ください。組織体制を説明いたします。本ポリシーにおいては教育長を筆頭に学校教育部長、教育研究所長、小中学校の校長、各課課長という組織体制となっております。教育現場での情報セキュリティを確保するため、各関係者が役割と責任を認識し順守することが求められております。

14ページをご覧ください。（8）教育情報セキュリティ委員会について、ご説明します。教育情報セキュリティ委員会は、教育長、学校教育部長、学校教育副部長、教育研究所長、学校教育部各課課長、生涯学習部総務課課長、小学校、中学校校長の代表者等により組織され、事故発生時等の情報セキュリティ対策を統一的に行って行きます。

17ページをご覧ください。情報資産例示表を基に情報資産の分類について、ご説明いたします。本ポリシーでは、情報資産を重要度1から4に分類しております。重要度1の情報資産は、指導要録原本や教職員の人事情報など教職員や児童生徒の生命プライバシー等に重大な影響を及ぼす情報です。重要度2は、児童生徒の成績、健康、進路情報など教育活動の実施に重大な影響を及ぼす情報です。重要度3は、児童生徒の学習情報など軽微な影響を及ぼす情報となっております。重要度4は、学校紹介や行事予定など影響をほとんど及ぼさない情報に分類されております。これらの分類に基づいて適切なセキュリティ対策を講じて参ります。以上が、今回、策定した学校情報セキュリティポリシーの概要となります。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま教育研究所のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 情報資産例示表の中の1ですね。17ページ、重要度分類は1から4番までありますね。その中の1ですけれども、例えば、指導用要録の原本、教職員の人事情報とか、入学者の選抜問題、教育情報システム仕様書とか、そういうふうなものの保存期間というのがありますね。この保存期間は各学校に例示されているのか、例えば、指導要録の原本、学籍など。永年保存とか、ありますよね。

山城教育長 教育研究所、どうぞ。

幸地所長 指導要録は20年など、保存について、教育研究所から学校に、特に示しているということはございません。

山城教育長 教育研究所としては、出してないけれども、何処かで確認されてないのかな。

名嘉原部長 那覇市の規定の中にあると思います。

稲福部長 こちらについては、那覇市学校文書取扱規定というのがございますので、その中で各種別の保存年限が定められておりまして、規定の中で位置づけされています。

本仲委員 これは、あれですね。保存というのは、全ての教員の中で確認されておかないといけないものだと思うんですよ。ところが、学校現場の先生方は非常に忙しいので、この辺、大事な所を見落とししたりする所があるので、この辺は気を付けたいですね。

山城教育長 ご意見でしたが、関連して、例えば指導要録の原本、20年保存終えたら廃棄ですよ。ここで言う廃棄の場合の、具体的な廃棄の仕方みたいなことは、このセキュリティポリシーと関係して来ないのですか。処理の仕方として。

稲福部長 市のほう、全体としては、文書廃棄については溶解処理というのが原則となっております。けれど、学校によって、焼却とか溶解等、うまくいっているかという、そこは少し、いつていない状況があると思います。

山城教育長 例えば、この重要度の分類1と分類4では廃棄の仕方は、当然、変わって来るという理解の仕方になるのか、例えば、この分類4であれば、これゴミに出しても構わないという感覚で良いのかな。

稲福部長 公文書は基本的に全て、溶解処理か焼却かと。

山城教育長 おそらく学校現場は、実際のところは、そうはしてないと、思われます。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ある市町村で言えば、全ての学校まとめて委員会が処分する。又、ある学校では自分達で処分する。昔は燃やせたので、そういうことは、まちまちだったんですよ。そういう処分の問題もあるし、実際、この現場で働いている先生方が、この重要度を知っているかどうか、ということは、とても大事なことだと思います。これが、統一されて、共通理解されてないと、ちょっと、それこそ情報資産の危険度というのかな、増してくるんじゃないかな。この辺の処分の仕方まで、きちんと、学校現場に指導していかないといけないんじゃないかなと思いますね。

山城教育長 今、本仲委員からご指摘があったようなことについては、是非、しっかりしたものを定めて、学校に周知徹底をしたほうが良いでしょうね。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 話しするのは、ある学校においては、20年遅れてね、記録が残っている所もあるんですね。だからこの辺の処分、そういうのは残していたら危険性があるんじゃないかなと思うんです。そういうことで、今、発言しました。以上です。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。山城委員、お願いします。

山城委員 このセキュリティポリシーは、教育委員会、そして学校現場で使われるものという理解でよろしいですか。例えば学校現場で、インシデントが起きた時に、報告する体制が、ちょっと記載されてないと思うんですけども。教育委員会の部署でも良いんですけれど。

山城教育長 ただいまの質問に対して、教育研究所、お願いします。

上原主幹 28 ページの一番下段ですね。5 の 3 「情報セキュリティインシデントの報告」において、学校内からの情報セキュリティインシデントの報告、住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告、情報セキュリティインシデント原因の究明・記録・再発防止等に関することはこちらに記載はされている所であります。

山城教育長 山城委員、どうぞ。

山城委員 わかりました。只ですね、何かあった時に、パッと分かるように、図式してですね。そうしないと、これだけだと探しきれないなという感じになると思います。今後、見直しがあるんでしたら、この辺は、図にして、パッと開いて分かるような感じにしたほうがよろしいかと思います。以上です。

山城教育長 教育研究所、お願いします。

上原主幹 こちらはポリシーになっているものですから、そういう、確かにおっしゃるような図であったり、分かりやすい形ということで、実施手順書において、策定する予定となっております。そちらで、学校現場に、そういった簡単にわかるような図解であったり、図案であったりで示していきたいと。その根拠にしているものが、こちらに基づいているということで、示していきたいと思っております。

山城委員 はい、分かりました。

山城教育長 今回の、ほかにありますか。

幸地所長 3 ページを、ご覧ください。ピラミッドがあるんですけども、実施手順書、これを、随時、学校のほうに、今の主幹の説明のとおりですね、簡単な図で分かりやすく対応出来るような形で学校のほうには示して行きます。7 月を目途に U S B についての取り扱い、又は、そういったインシデントが起こった場合の実施手順書を送る予定で進めています。

山城委員 実施手順書には、電話番号や窓口などの連絡先とかですね、そういうのも記載しておかないと、何処に連絡して良いか、分からない。情報セキュリティ委員会に電話しなさいと、報告しなさいと言っても、それ、何処にあるのとなりますので。それは、細くなさったほうがよろしいかと思います。

山城教育長 山城委員からの要望、ご意見でした、これについては、よろしく願いいたします。ほか、いかがですか。二木委員、お願いします。

二木委員 医師の診断書というのは、書面で書いて、保護者に渡すわけです。医療機関はね。意見書もそうですけど。それは、17 ページの中のどこかに書いてあるものになるん

でしょうか。必ずしもIT化されないものではあると思うんですけど、この診断書、保護者からどこにわたって行くのかなと、又、どういうふう処理されているのかわかっていつも気になっているんです。そして、県に出しますという場合もあると思うんですけれども、この中のどこかに書いてありますか。いろんな時に診断書をくださいと、学校に言われたと言っているんですが、一体、何のために使うのか、いらんんじゃないのとか、そういう話はよく診察室でやって、結局、あまり議論したくなくて書いたりしています。只、その行方は、私達は分からないんですね。何処にどういうふう処理して、何の目的に使われているのかというのは、実際のところは分からないんですが。

山城教育長 教育研究所、お願いします。

幸地所長 今、17ページの重要度分類の2の、真ん中のほうなんですけれども、健康関係という書類が載っております。この中に該当するのではないのかなと考えております。委員のおっしゃるこの医師の診断書という文言はないのですが、ここに当たるというふうに捉えてございます。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 これは入れたほうが良いんじゃないですか。例えば教職員からの病休であるとか、産休であるとか、休暇願が出て、医師の診断書が必要ですね。この辺の取り扱いについては、やはり二木委員のいう、どのように流れて行くのかなというのが、分かるんじゃないですかね。

山城教育長 この2の、一番上にある右側にある児童生徒に関する個人情報というものに入ってくるのかなと思いました。生活歴、心身の状況。

本仲委員 病歴とか心身の状況、これに該当するのですか。

二木委員 病歴というのは病歴、生活歴も生活歴なんですけど、診断書というのは、又、ちょっと違った文書ですね。だからこれを明記して、漏洩とか、流出とか、紛失とか。本当に行方が分からないんですけれども、実は。医療機関としては、きちんと処理する文書にさせていただく、情報にさせていただかないといけないなとは思いました。

仲本委員 本来ならば1類ですね。重大なプライバシー、病名が書かれて、診断名が書かれているんですね。

二木委員 非常に多いんですね、要求されることが。要求の根拠は、実は、保護者に充分伝わっていないし、貰って来て下さいって、軽く言われている、言っている。その、学校の教師だと思ってしまうんですけど、そういう人も分かっていない。分かっていない人が、分かっていない人に伝えて、分かっていない形で、私達は、請け負わざる得なくて。非常に悩んで、教育委員会に電話をしたり、学校に問い合わせをしたりしているんですけれども、それも分からないので、取り敢えず書いたり、ちょっと闘ったり、書かないことにしたり、してはいるんですが、出された文書がどのように処理されている

のか、いつも気になっています。

山城教育長 はい、ご意見だと思うんですが、今回の、これに、今から追記が出来るか、どうか、という部分に関わって来ると思うんですけれども、あくまで17ページは例示なので少なくとも、この、どのカテゴリーに入っていますよということをはっきりさせないといけないんじゃないですか。その上で、この後、もし、改定等が行われる際には、今、言っていた診断書については、明記をするというふうなことになるんでしょうかね。どんなですか。教育研究所、どうぞ。

幸地所長 このセキュリティポリシーは、走らせながら、ご意見があつたりとか、何か、インシデントが起きたり、新たなインシデントが出て来た時に、更新、更新をして行くようなものですので、それに合わせて、今のご意見を入れて行きたいなというふうに思います。

山城教育長 少なくとも重要性分類2に当たるというのは確認出来るんでしょうかね。

幸地所長 そうですね。例示としては2に当たるということです。

二木委員 1じゃないかなと思います。

山城教育長 その辺を、まずハッキリさせないと。二木委員、どうぞ。

二木委員 プライバシーですね。学校事務に影響を与える、教育活動に影響を与えるというよりは、生徒個人の、或いは教師個人のプライバシーに位置付けられてほしいと思うんですよ。

幸地所長 その辺、又、少し検討したいと思います。

山城教育長 ご意見を踏まえて、又、検討していただきたいと思います。

幸地所長 分かりました。検討させていただきます。

山城教育長 ほか、どうですか。この報告1「那覇市学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」は、以上で終了したいと思います。

続けて、報告2「那覇市学校教育情報化推進計画(令和5年度～令和9年度)の策定について」の説明を学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 報告2でございます。「那覇市学校教育情報化推進計画(令和5年度～令和9年度)の策定について」、報告理由でございます。教育研究所において過去に策定された那覇市教育情報推進計画に代わる「那覇市学校教育情報化推進計画(令和5年度～令和9年度)」を、新たに策定したので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、この件について報告いたします。詳細については、教育研究所より説明します。

山城教育長 教育研究所 幸地所長、お願いします。

幸地所長 よろしく申し上げます。お手元の「那覇市学校教育情報化推進計画」、4ページをご覧ください。計画策定の趣旨を説明いたします。近年、情報システムの発展により、社会のあらゆる場面で情報システムが活用されています。このような状況下において

児童生徒が社会を生き抜くために必要な情報活用能力を身に付ける教育が求められています。那覇市では令和2年度に終了した「那覇市教育情報化推進計画」の後、新たな計画の策定が求められていました。そこで、当研究所では「那覇市学校教育情報化推進計画」を策定し、教育現場においてICTをより効果的に活用するための取り組みを進めて行くことを目的としております。

13ページをご覧ください。これまでの教育の情報化の状況取り組みを説明いたします。本市では以前の計画において、「情報教育」、「ICTの活用」、「校務の情報化」の3つの要素を通して、ICT教育を推進するための環境整備を進めて参りました。その結果、教職員の事務負担軽減に効果を発揮しております。又、導入したICT機器については、学校現場において今や授業に欠かせない存在として活用されております。

18ページをご覧ください。今回の計画の基本方針をご説明いたします。今回の計画では、構築したICT環境を基に、何を行っていくか、目標と具体的な取組を示しているのですが、1つ目、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成。2つ目の項目、教職員のICT活用指導力の向上。3つ目の項目、ICTを活用するための環境の整備。4つ目の項目、ICT推進体制の整備と校務の改善。この4つの基本方針を策定しております。これより、学習用ツール等の活用によるICT環境を利用した学習、児童生徒のICTモラルの向上、特別な支援を必要とする児童生徒への柔軟な対応、教諭のICT機器を活用した指導力の向上、従来のICT環境の整備等、校務支援システムを利用した校務の効率化、保護者との連絡もデジタル化等を目指して行きます。以上で簡単ではございますが、「那覇市学校教育情報化推進計画」の説明を終わります。よろしくお願いします。

山城教育長 ただいま教育研究所のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 はじめにの部分で、「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」とあります。その辺りは、読んだとき、はっとしましたね。というのは、この不易と流行の部分は、以前から学校現場でもずっと言われてきた言葉で、最近では、もうICTにながされて、こういう不易の部分は、非常に大事にされていなければいけないんじゃないかなということで、この文面を見てですね、はっとさせられたなと思うんです。何か、凄くICTであるとか、最近、出たchat GPTとか、そういうものに、我々、みんな、ながされがちだな、忘れてはいけない不易の部分の部分を大事にしないと、むしろ、そこを大事にしなければいけないんじゃないかなとか、この文面に表れていたので、本当にはっとしました。大変、勉強になります。

山城教育長 本仲委員からの感想でございました。敢えて那覇市学校教育情報化の計画の中に、これが入ってくるというのが、凄く、意味深いところかと思います。ありがとうございます

います。ほか、どうでしょうか。それでは、この計画を基に令和9年度まで進めて行くということになるかと思います。終了してよろしいでしょうか。それでは、報告2「那覇市学校教育情報化推進計画(令和5年度～令和9年度)の策定について」は、終了いたします。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和5年度第3回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様です。

案件の審議結果

議案第4号	令和5年度那覇市一般会計第2号補正に関する意見書について	一部修正し可決
議案第5号	那覇市社会教育委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第6号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第7号	那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について	原案どおり可決